# 一時保育事業

\*\_\*\_\*\_\*\_\*\_\*

### 非定型的保育サービス

保護者の短時間就労、職業訓練、就学などにより家庭での保育が断続的に困難となるため、一時的に保育が必要 となる場合〔週3日間を限度とする〕

### 緊急保育サービス

保護者の傷病、入院、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない理由により、緊急、 一時的に保育が必要となる場合〔継続25日間を限度とする〕**※各種証明書が必要** 

### 私的理由による保育サービス

保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消(リフレッシュ)するためなど、私的な理由により一時的に保育 を希望される場合 [月2日間を限度とする]

### 〇対象児童

- ・保護者とともに町内に住所を有し居住
- 健康で集団保育が可能な満1歳以上(利用日現在の満年齢)から就学前までの乳幼児
- ※里帰り出産、災害等その他の理由により一時的に町内に滞在している場合は、住所を有していなくても利用可

## 〇一時保育の実施場所

大山崎町立大山崎町保育所 住所:大山崎町字大山崎小字堀尻15番地

### 〇利用できる日と時間

- ≪平 日≫ 午前8時30分~午後4時
- ≪土曜日≫ 午前8時30分~正午
- ※保育所の休所日(日曜、祝日、年末年始等)及び春夏などの申込保育期間は除く。

#### ○利用料 (年齢区分は利用日現在の満年齢)

- ≪3歳未満児≫ 1時間につき300円
- ≪3歳以上児≫ 1時間につき200円
- ≪給食費(希望者のみ)≫ 1日につき300円。土曜日は給食なし
- ※給食は完了食のみ(母乳及びミルク、離乳食、アレルギー食の対応はしません。)
- ※利用料、給食費は利用月の最終日までに直接保育所へお支払いください。
- ※利用前日の正午以降に利用を辞退された場合は、その日の利用料等がかかります。

### 〇利用定員

日によっては受け入れ人数を調整させていただく場合があります。

※利用希望の方が多数の場合は、お断りさせていただくこともありますのでご了承ください。

#### 〇申込方法 大山崎町保育所(第1保育所)に直接お申し込みください。

申込期間:利用月の前月1日以降から利用される日の7日前まで(その日が保育所の休所日に当たる時はその直前の

休所日でない日)

受付時間:平日 8時30分から17時00分

※申請書は各町立保育所、町役場福祉課児童福祉係(7番窓口)にあります。また、町ホームページからダウンロード もできます。

#### ★お問合せ

大山崎町立大山崎町保育所(075-956-3397) または 町役場健康福祉部福祉課児童福祉係(075-956-2101(代表))まで

